

目次

はじめに

用語やアイコンについて

資産管理ルールの概要

1-1. NEDOにおける資産管理

1-2. 資産管理のキホン

1-3. 資産の目的外使用について

資産登録編

2-1. 資産登録のキホン

2-2. 資産登録情報の変更

2-3. 資産登録時の留意点

2-4. PMSを用いた資産登録等の実際

資産棚卸編

3-1. 資産の棚卸

損害保険編

4-1. 損害保険のキホン

資産処分編

5-1. 資産処分のキホン

5-2. 資産処分時の留意点

5-3. PMSを用いた資産処分の実際

問い合わせ先

5-1. 資産処分のキホン

1. 資産処分手続きの必要性

委託事業終了後、NEDO研究開発資産を実施者の皆さまが手続きなく使用することはできません。
引き続き資産を使用するためには、有償譲渡等の「**資産処分**」の**手続きを行う必要**があります。

2. 処分方法の検討

契約約款に基づき、事業終了後は原則、有償で買い取り(**有償譲渡**)となりますが、以下の表のようにその他の処分方法もあり、これらは**NEDOが適切と判断**した場合のみ適用いたします。

No.	処分方法	用途	対象	備考
1	有償譲渡	民間企業等による有効活用等	実施者	
2	無償譲渡	公的機関等による研究の継続	実施者のうち 公的機関等	
3	廃棄	事業者負担廃棄	実施者	機能が著しく低下等
4	NEDO負担廃棄	委託事業の一環として廃棄	実施者	解体研究、 実施場所の原状回復等
5	転用	他の委託事業（供用換え）	NEDO	資産の帰属はNEDO
6		他の補助事業	NEDO	資産の帰属はNEDO

5-1. 資産処分のキホン

2. 処分方法の検討（続）

前頁で説明した処分方法について、その優先順位等を約款との関連も含めてご説明します。

① まずはじめに、契約約款上は、**原則、有償譲渡**となります。

（参考）業務委託契約約款第20条の2第1項

甲は、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産及び甲が乙に本委託業務における使用を許諾した甲所有の財産（以下本条において「取得財産」という。）を、委託業務の完了後又は委託期間終了後（第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了後又は委託期間終了後。以下同じ。）、**甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。**

② ただし、NEDOが適切と判断した場合、**NEDOが行う他の事業に転用**することができます。

（参考）業務委託契約約款第20条の2第7項

甲は、第5項の確認書の内容を適切と認めたときは、**甲が使用又は廃棄する取得財産**、甲が別に定める特定の法人等は無償譲渡することが適切と認めた取得財産及び第6項の譲受希望者に譲渡することが適切と認めた取得財産を除き、第4項に基づき算定した譲渡価格を、期限を示して乙に請求するものとする。なお、乙が指定期限までに確認書を提出しないときは、乙は全ての取得財産を譲り受け、その譲渡対価を支払わなければならないものとする。ただし、甲が、指定する期限までに乙が確認書を提出しないことに正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

5-1. 資産処分のキホン

2. 処分方法の検討（続）

- ③ また、有償譲渡に適さないとNEDOが認めた場合、**公的機関等に無償譲渡**を行うこともできます。
対象は、当該研究開発事業に**参画していた公的機関等(※)**が**研究を継続する場合**のみです。

（参考）公的機関等とは

国、地方公共団体、大学、国立大学法人、公立大学、私立大学、国公立の研究機関、独立行政法人もしくは一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第九号の二に定めるものをいう。）又は外国におけるこれらに相当する機関となります。

（参考）公的機関への無償譲渡の例

A社とB大学で共同で研究開発を実施。NEDO研究開発資産として取得したラボスケール実験装置について、A社は成果の実用化に向けてNEDO事業終了後はパイロットスケールに移行することを計画しているが、B大学は引き続き周辺の基礎研究を行うために当該資産を活用したい意向があり、B大学へ無償譲渡することが適切と判断。

5-1. 資産処分のキホン

2. 処分方法の検討（続）

- ④ 上記対応が不可能かつ妥当な理由がある場合に限り、委託先の負担による廃棄処理を行うことがあります。

（参考）廃棄が妥当となるケース

「機能が著しく低下している」「劣化等により現状復帰するには不相応な修繕費がかかる」等の、処分検討時点では**使用することが困難な状態かつ機能回復に経済的合理性がないことが客観的に説明**でき、NEDOが認めた場合となります。

- ⑤ なお、以下のようなケースでは例外的に**委託事業の一環として解体撤去(NEDO負担廃棄)**を実施することがあります。
- 委託事業内の研究開発内容として**解体研究を実施する場合**
（例）特殊な溶液による内部腐食状況の確認等
 - 事業内での当該資産の使用目的達成後に、取得資産を設置した委託先等以外の**第三者の敷地等を原状回復する必要があり、かつ、他の場所に移すことができない資産**（機能が著しく低下している、移設するとその機能を失うなど物理的に使用できない資産）の場合

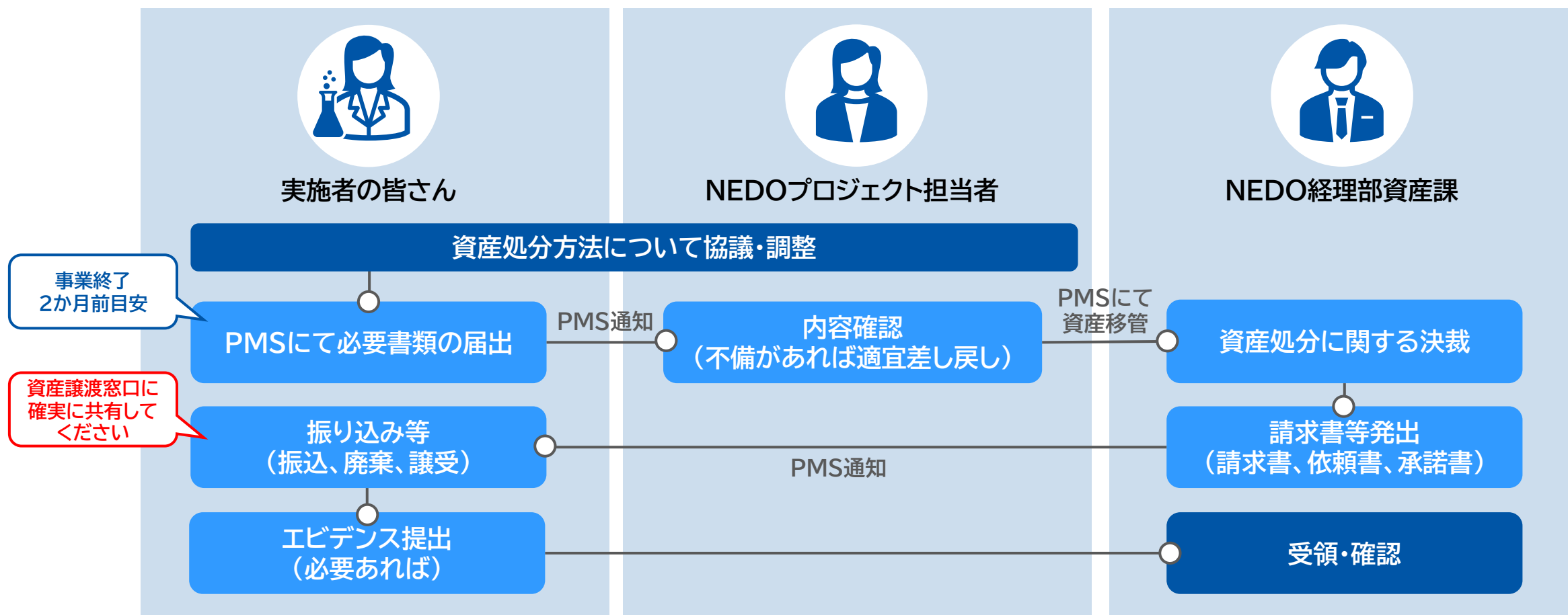
（参考）「第三者」の敷地とは

委託先、共同研究先、再委託先、共同実施先、資産貸与先、国際実証におけるID締結先は「第三者」とは認められません。

5-1. 資産処分のキホン

3. 資産処分の流れ

資産処分のおおまかな流れは以下のとおりです。



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

資産処分の手続きを行うにはさまざまな書類を用意いただく必要があります。

以下の3点は多くの処分方法で共通となります。以降の頁で処分方法ごとに必要な書類や留意点をご説明します。

- 取得財産の処分に関する確認書
- 取得財産の処分に関する確認書(別紙)
- 連絡先一覧

以降の頁で説明する「NEDOHPからダウンロード」と記載している様式は以下のリンクからダウンロードいただくことができます。

(参考) 様式ダウンロード先

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tetsuzuki_001.html

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 有償譲渡

- 有償譲渡において必要となる書類は以下のとおりです。
- 有償譲渡の請求書は**事業終了月の翌月に当月末を支払い期限**として送付します。
- 支払い期限を超えた場合、その**日数に応じて遅延金**が生じます(契約約款第20条の2第9項)。
- 譲渡代金全額の**NEDO指定口座への入金をもって資産の所有権が譲渡先に移転**します。
代金受領証や資産譲渡書等の発行はしていません。

No.	書類	作成者	格納先
1	取得財産等の処分に関する確認書	委託先	PMSで作成
2	取得財産の処分に関する確認書(別紙)	委託先	PMSで作成
3	連絡先等一覧	委託先	PMSからダウンロード
再委託先が取得した資産の場合			
4	取得財産等の処分に関する確認書(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード
5	取得財産の処分に関する確認書(別紙)(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード
6	連絡先等一覧(再委託先用) *再委託先に有償譲渡する資産がある場合	再委託先	NEDOHPからダウンロード
設置場所が委託先等と異なる場合			
7	資産設置先の同意確認資料	資産設置先	プロジェクト担当者に依頼

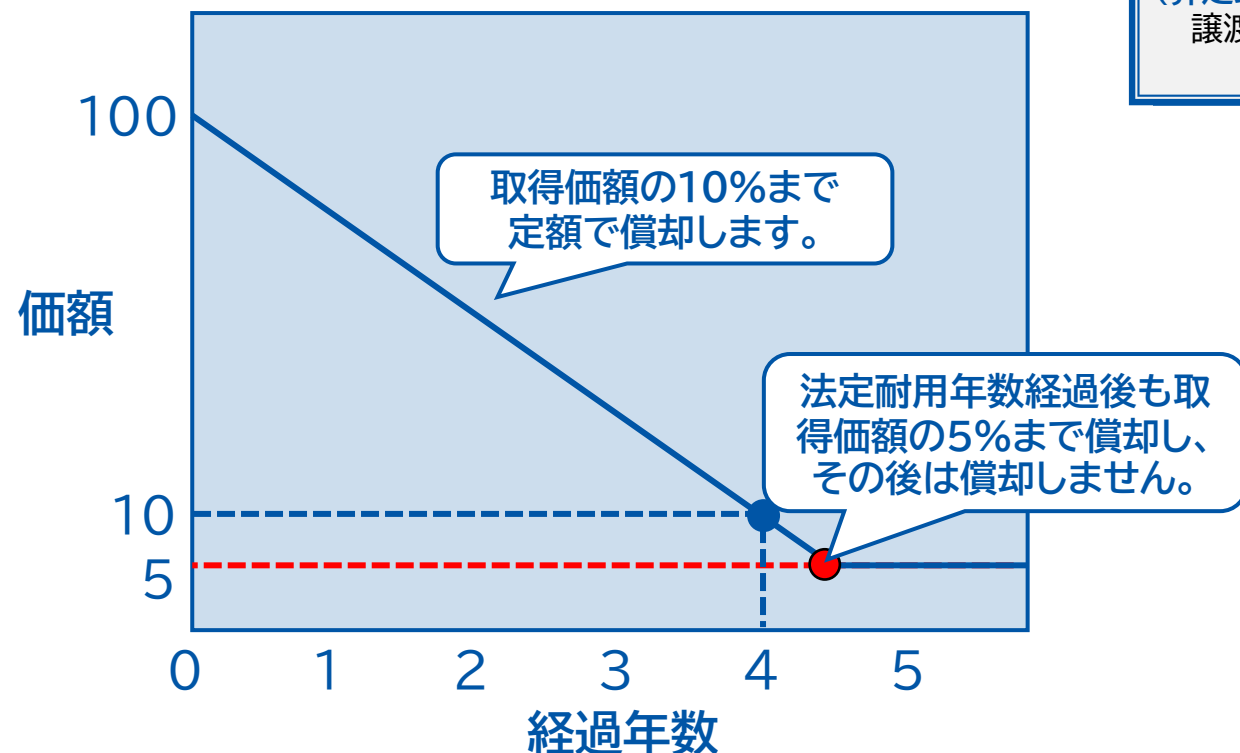
5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 有償譲渡（続）

- 譲渡価格は旧定額法による減価償却を行った場合の残存価額相当額として算定します。
次の頁に実際の算定式も示します。

<耐用年数4年のケース>



(算定式)

$$\begin{aligned} \text{譲渡価格} &= \text{取得価額} - (\text{年額} \times \text{経過年数} + \text{年額} \times \text{端数月数} \div 12) \\ &\geq \text{取得価額} \times 0.05 \end{aligned}$$

(ポイント)

平成19年度税制改正により、償却資産については償却可能限度額が廃止され、1円(備忘価額)まで償却できることとなりましたが、利用価値のある売却希望資産について、法定耐用年数満了をもって利用価値が減失したものとして扱うことは適切でないため、当機構の資産には適用していません。

5-2. 資産処分時の留意点

(実際の計算式)

- 資産取得日: 2019年2月21日
- 取得価額 : 1,920,240円(取得日当時の消費税8%込)
- 耐用年数 : 4年
- 事業終了日: 2022年2月28日
- その他 : 実施者は免税事業者に該当しない

【譲渡価格の算定式】

経過年数 : 3年1か月(1月に満たない日数がある時は1ヵ月分として算定)

償却額(年額) : 432,054 円/年(=1,920,240円×0.9 ×(1÷4年))

残存簿価 = 1,920,240 - (432,054 円/年× 3年 + 432,054 円/年× 1ヵ月÷12)
= 588,073円 $\geq$ 1,920,240円× 0.05 = 96,012円…取得価額の5%以上

資産譲渡は消費税課税対象なので

取得時の消費税率(8%)を引き渡し時の消費税率(10%)に置き換える必要がある

588,073 円(税込額) ÷ (1 + 0.08) = 544,513(税抜額)(円未満切り上げ)

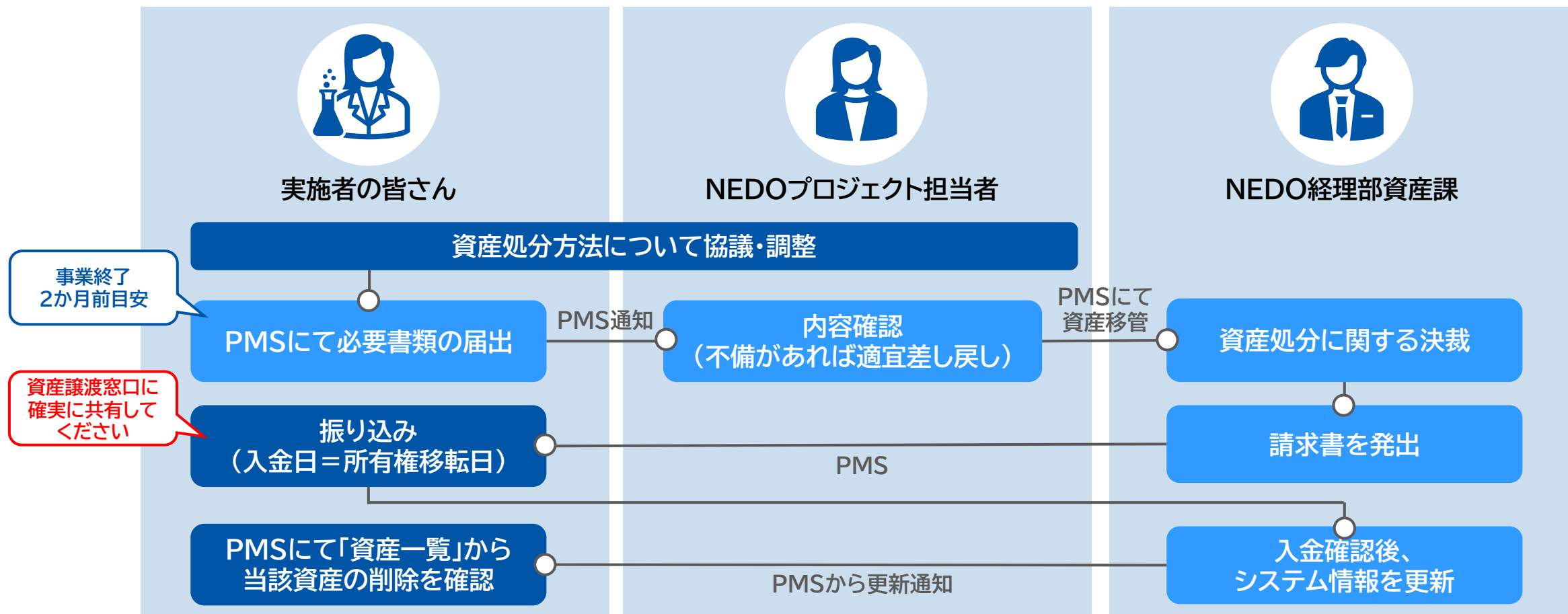
544,513円(税抜額) × (1 + 0.1) = 598,964円(円未満切り捨て) = 譲渡価格

*取得価額が税込 20万円未満の改造資産等については、一括償却資産として扱い、3年間で均等償却するとして譲渡価格を計算します。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 有償譲渡（続）



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDOの他の委託事業への転用(供用換え)

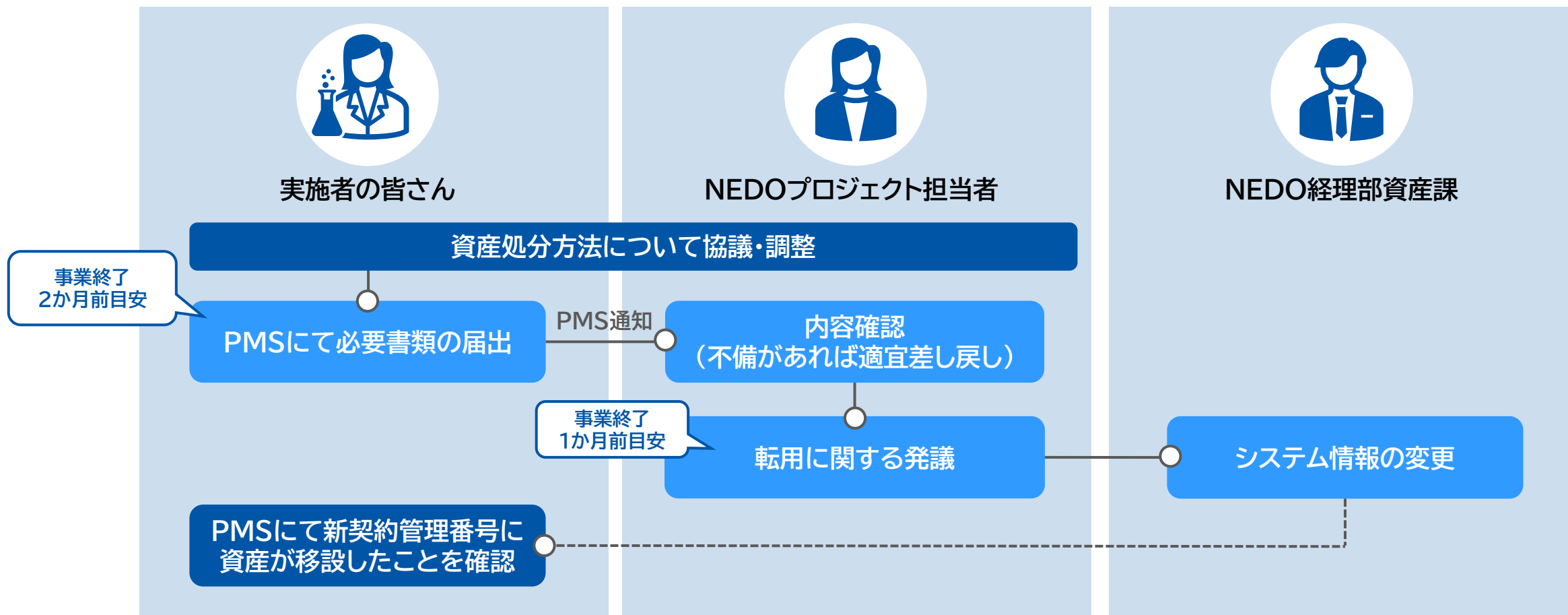
- ・ NEDOの他の委託事業への転用(供用換え)を行う場合の必要な書類は以下のとおりです。
- ・ NEDO内で転用に関する手続きを行った後、資産を使用することができます。
- ・ また、すでに予算確保がなされている将来の事業への転用を希望することも可能です。
供用換えを希望する事業が実施されないことが判明した場合、原則、有償譲渡となります。

No.	書類	作成者	格納先
1	取得財産等の処分に関する確認書	委託先	PMSで作成
2	取得財産の処分に関する確認書(別紙)	委託先	PMSで作成
再委託先が取得した資産の場合			
3	取得財産等の処分に関する確認書(再委託先用)	再委託先	プロジェクト担当者に依頼
4	取得財産の処分に関する確認書(別紙)(再委託先用)	再委託先	プロジェクト担当者に依頼
設置場所が委託先等と異なる場合			
5	資産設置先の同意確認資料	資産設置先	プロジェクト担当者に依頼
転用先の委託事業の実施者が異なる場合			
6	(参考) 確認書(供用換先用)	供用換先	プロジェクト担当者に依頼
7	(参考) 確認書 別紙(供用換先用)	供用換先	プロジェクト担当者に依頼

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDOの他の委託事業への転用(供用換え)(続)



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDOの他の補助事業への転用

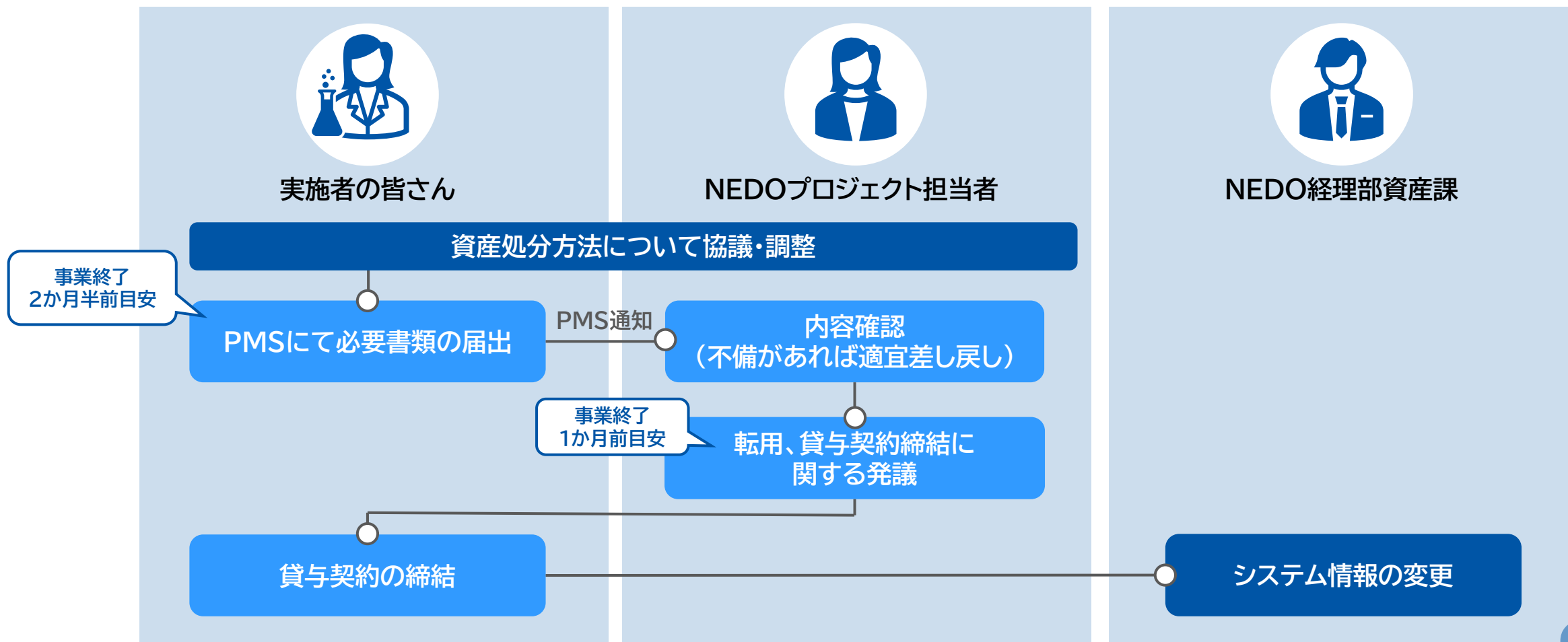
- NEDOの他の補助事業への転用(貸与)を行う場合の必要な書類は以下のとおりです。
- 転用に関するNEDO内手続きと別に、NEDOと貸与先で「**貸与契約**」を締結することになります。

No.	書類	作成者	格納先
1	取得財産等の処分に関する確認書	委託先	PMSで作成
2	取得財産の処分に関する確認書(別紙)	委託先	PMSで作成
3	研究開発資産借用願	貸与先	NEDOHPからダウンロード
4	資産一覧表	貸与先	NEDOHPからダウンロード
5	固定資産税請求先	貸与先	NEDOHPからダウンロード
再委託先が取得した資産の場合			
6	取得財産等の処分に関する確認書(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード
7	取得財産の処分に関する確認書(別紙)(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード
設置場所が委託先等と異なる場合			
8	資産設置先の同意確認資料	資産設置先	プロジェクト担当者に依頼
転用先の事業の実施者(貸与先)が異なる場合			
9	確認書(供用換先用)	貸与先	プロジェクト担当者に依頼
10	確認書 別紙(供用換先用)	貸与先	プロジェクト担当者に依頼

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDOの他の補助事業への転用（続）



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 無償譲渡

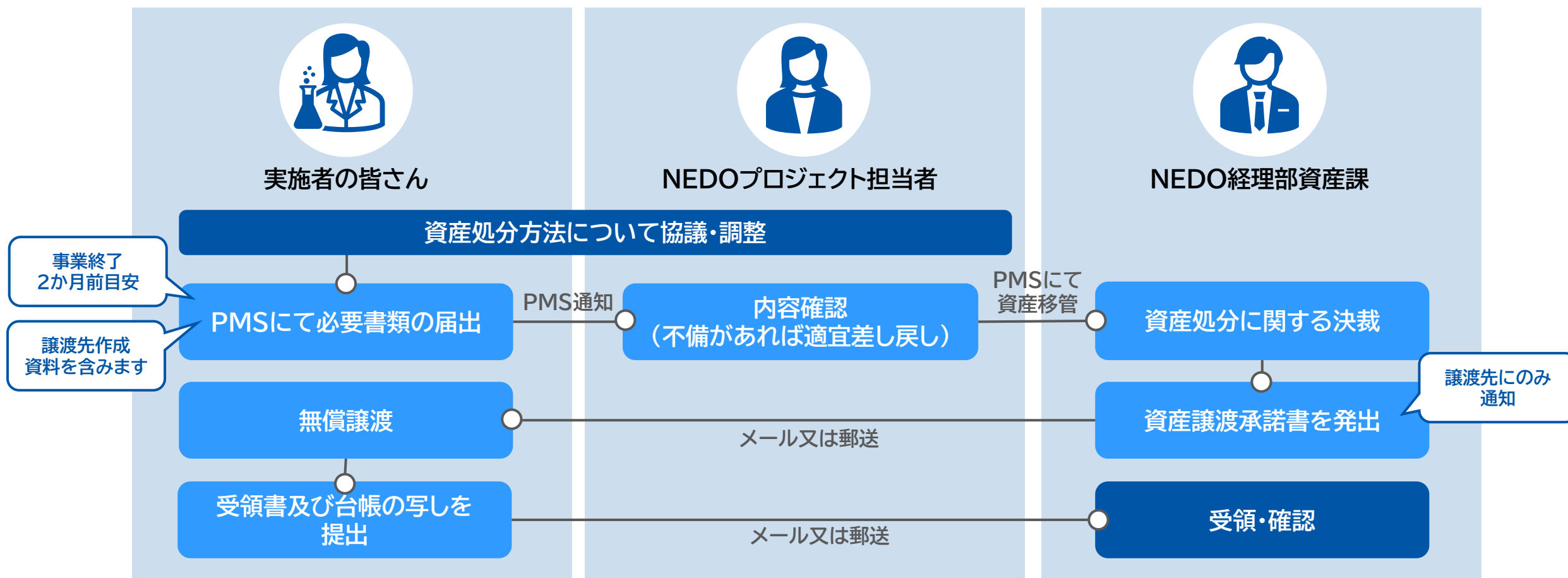
- ・譲渡先から「**資産譲渡申請書**」を提出いただき、それに対しNEDOから「**無償譲渡承諾書**」を発出することで無償譲渡が成立します。
- ・譲渡後、譲渡が完了したことを確認できる資産の**受領書及び台帳の写しを提出**いただきます。
- ・無償譲渡した資産は、**事業終了後にNEDOによる実地検査**にご協力いただく場合がございます。

No.	書類	作成者	格納先
1	取得財産等の処分に関する確認書	委託先	PMSで作成
2	取得財産の処分に関する確認書(別紙)	委託先	PMSで作成
3	連絡先等一覧	委託先	PMSからダウンロード
4	資産譲渡申請書	譲渡先	NEDOHPからダウンロード
5	資産一覧表	譲渡先	NEDOHPからダウンロード
6	連絡先等一覧(譲渡先用)	譲渡先	NEDOHPからダウンロード
再委託先が取得した資産の場合			
7	取得財産等の処分に関する確認書(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード
8	取得財産の処分に関する確認書(別紙)(再委託先用)	再委託先	NEDOHPからダウンロード

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 無償譲渡（続）



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 廃棄（事業者負担廃棄）

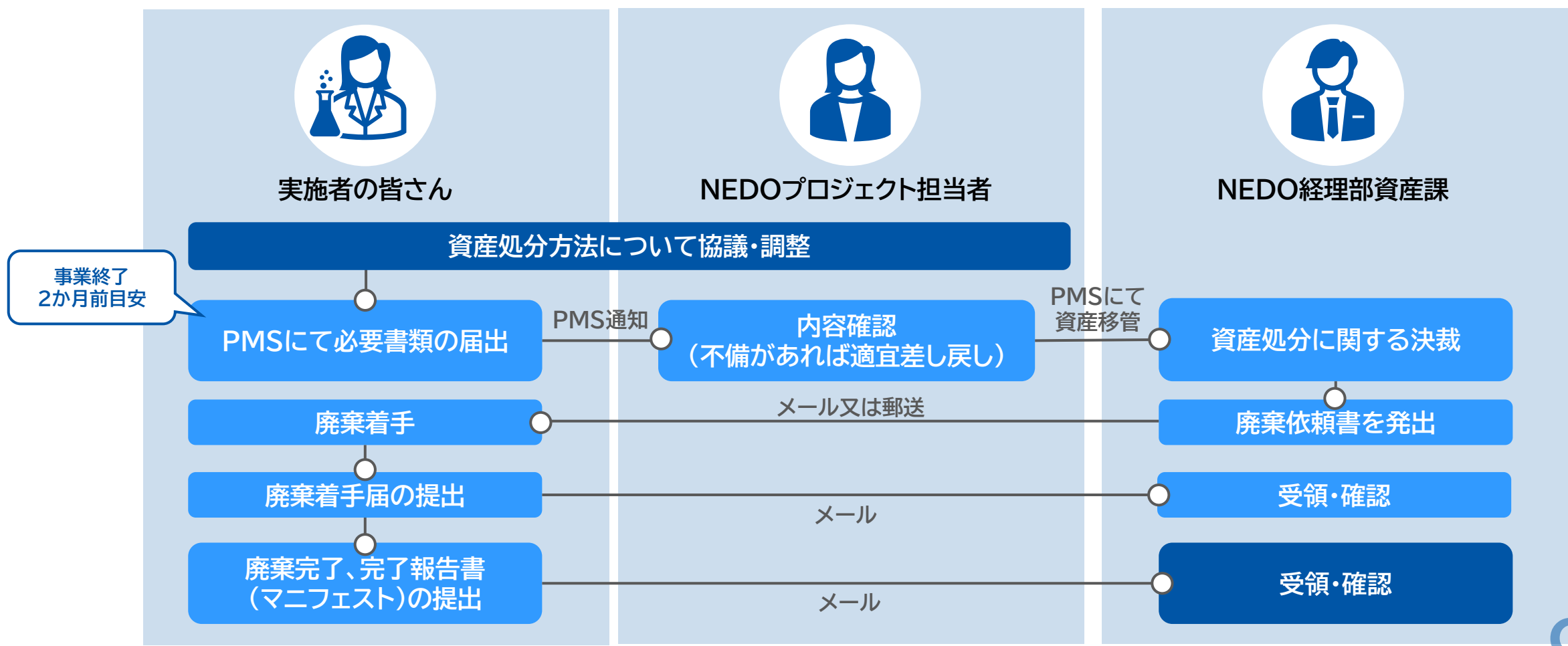
- 「故障により機能しない状態になっており、機能を回復（修理）するには不相応な費用が発生」、「機能を回復するには修理が必要だが、既にサポートが終了しており、修理することができない」等、仮に譲渡したとしても、**譲渡先で事業目的や研究開発目的で使用するが難しい物理的な状態にある場合に限り、資産を廃棄することが認められます。**
- 資産がこのような状態にあることを**客観的な資料等で確認**したうえで処理を進めます。
- NEDOから「**廃棄依頼書**」を発出しますので、廃棄が完了したら「**完了報告書(マニフェスト)**」を提出してください。

No.	書類	作成者	格納先
1	取得財産等の処分に関する確認書	委託先	PMSで作成
2	取得財産の処分に関する確認書(別紙)	委託先	PMSで作成
3	連絡先等一覧	委託先	PMSからダウンロード
4	資産の現状が確認できる資料(写真等)	委託先	
5	修理に要する費用の見積書	委託先	

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● 廃棄（事業者負担廃棄）（続）



具体的な作業手順は99頁以降に記載しています。

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDO負担廃棄

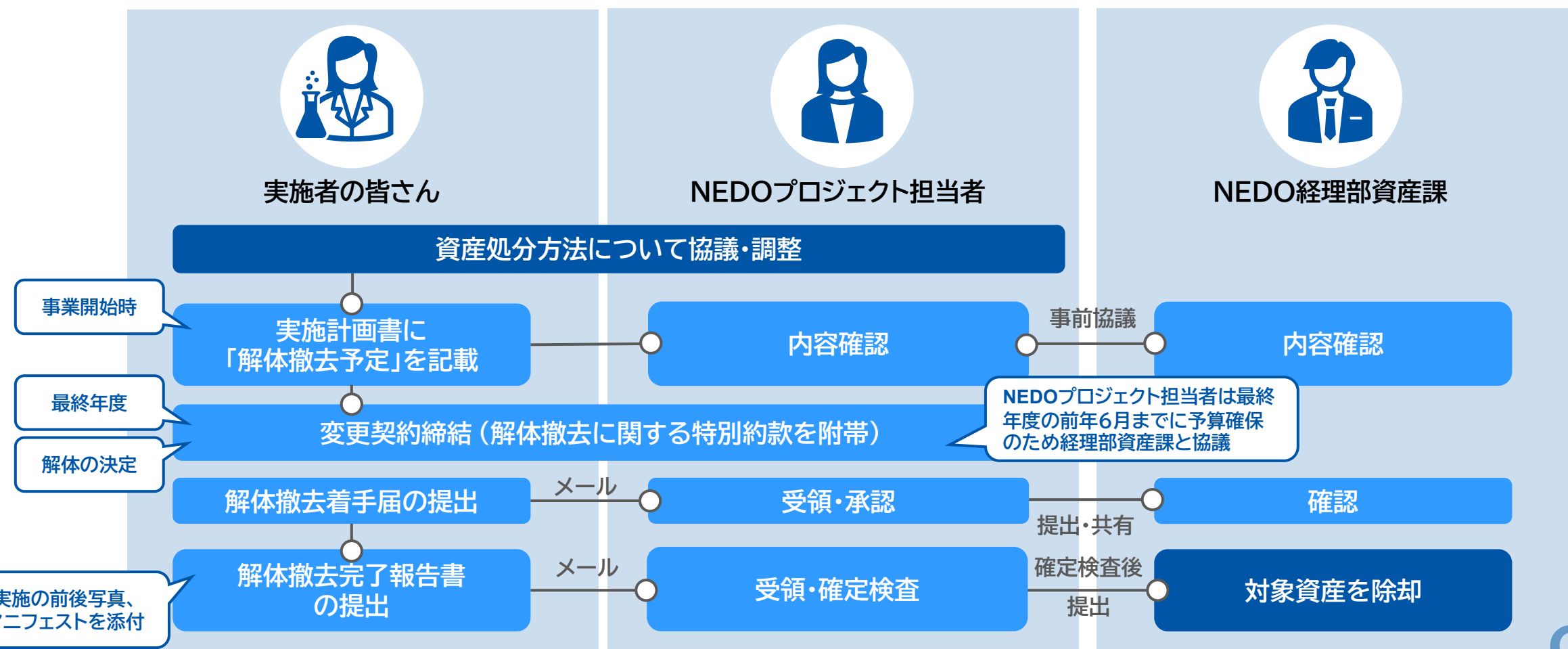
- 「委託事業内で解体研究を実施する場合」「第三者の敷地等を原状回復する必要かつ他の場所に移すと機能が消失し使用できない」等、**解体撤去がやむを得ないとNEDOが認める場合**に限り、例外的に委託事業の一環として廃棄を実施することができます。
- 委託事業の一環として解体撤去(廃棄)を実施する場合、**事業開始時に実施計画書に「解体撤去を予定」を明記する必要があります。**
- 事業の最終年度に、**解体撤去に関する特別約款を附帯した変更契約を締結**いたします。
- 解体着手時に「**解体着手届**」、解体後に「**解体撤去完了報告書**」を提出いただきます。売却収益があれば納付いただきます。

No.	書類	作成者	格納先
解体着手時			
1	解体撤去着手届	委託先	特別約款に添付
解体撤去完了時			
2	解体撤去工事完了報告書	委託先	特別約款に添付
3	解体撤去工事確認写真(前後の状況が確認できるもの)	委託先	
4	産業廃棄物処理業者の処理証明等の写し(マニフェストE票等)	委託先	
5	(売却収益があれば)スクラップ等の売却額が確認できる書類	委託先	

5-2. 資産処分時の留意点

1. 資産処分時に必要な書類・留意点

● NEDO負担廃棄（続）

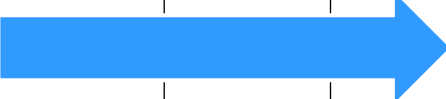
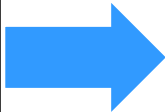


5-2. 資産処分時の留意点

2. 資産処分のおおまかなスケジュール

3月に終了する場合の標準的な資産処分スケジュールを有償譲渡を例に示します。

有償譲渡以外の処分を検討する資産については、その理由や妥当性を11月めどに一度確認をさせていただきます。

項 目	N年 9月	10月	11月	12月	N+1年 1月	2月	3月	4月	5月
処分方法の確認・調整									
必要書類の提出（実施者⇒NEDO）									
請求書発行（NEDO⇒実施者）									
入金確認・引渡し									

プロジェクト
終了

5-2. 資産処分時の留意点

3. 共通する留意事項

- 国の補助金を原資とした基金事業（グリーンイノベーション基金、経済安保基金等）で取得したNEDO研究開発資産は、NEDOが処分制限財産として管理する必要があります。
- このような資産を処分する場合には、ここまで説明した処分手続きに先立って、NEDOが経済産業大臣に承認を受ける必要がある場合があります。
- 処分する資産がこのような資産に該当するかプロジェクト担当者に確認の上、指示にしたがってください。